# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認函館地方第三者委員会分

1.	今回	のあっ	っせん	、等の	)概要
	/ 🗀 '	<i>~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~</i>	, , ,	/ TT V	ノリめいる

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係 2件

#### 函館厚生年金 事案 101

#### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、平成9年10月については32万円、同年11月については28万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成9年10月及び同年11月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月及び11月

有限会社Aで勤務し、平成9年4月から厚生年金保険に加入していた。

当時の給料支払明細書を持っているが、平成9年10月から標準報酬月額が36万円から26万円に変更になったにもかかわらず、同年10月分と11月分の給料から従前の標準報酬月額である36万円に相当する保険料が控除されているので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる報酬月額から、平成9年10月は32万円、同年11月は28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行した か否かについては、事業主は、申立期間当時の社会保険関係、給与関係の書 類が残っていないことから不明としている。

しかしながら、申立人が所持する申立期間を含む平成9年1月から10年

12 月までの給料支払明細書を検証したところ、i)申立期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が控除されていることが確認できる上、ii)申立期間の翌年の10年9月分保険料については、額に誤りはないものの、給与から控除しておらず、この保険料相当額を同年10月以降に調整して控除していることが確認できることから、事業主による給与からの保険料控除に関する誤りがあったことが認められる。

また、平成9年10月1日の定時決定による標準報酬月額は、当該明細書において確認できる報酬月額(基本給及び時間外手当の合計額)に見合う標準報酬月額は32万円となるところ、社会保険庁では基本給のみをその算定基礎とした額に相当する26万円と記録され一致しない上、申立期間の翌年である10年10月1日の定時決定による標準報酬月額についても当該明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は34万円となるところ、社会保険庁では基本給のみをその算定基礎とした額にほぼ相当する28万円と記録され一致しないことから、社会保険事務所がいずれの年の定時決定においても標準報酬月額を誤って記録するとは考え難く、算定基礎届の報酬月額について事業主の記載誤りがあったことがうかがえる。

これらの事情を総合的に判断すると、事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 兩館厚生年金 事案 102

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年5月ころから同年12月末まで

② 昭和38年5月ころから同年12月末まで

③ 昭和39年5月ころから同年12月末まで

④ 昭和40年5月ころから同年12月末まで

⑤ 昭和41年5月ころから同年12月末まで

⑥ 昭和42年5月ころから同年12月末まで

昭和37年から42年まで、毎年、5月ころから12月末までA市のB株式会社又はC株式会社で、出稼ぎで働いた期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

現場代人として、毎年、D町から作業員を連れて現場へ赴いた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等の資料は無いが、社長から、厚生年金保険は老後の役に立つので掛けてやると言われた記憶があり、給料から保険料が引かれていた記憶もある。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から④までについては、雇用保険の加入記録(昭和40年5月1日から同年11月30日まで)及び失業保険被保険者離職証明書(事業主控)並びに出稼ぎの同僚が「昭和37年から40年まで毎年5月から12月ころは、申立人とB株式会社で働いた。」と供述していることから判断すると、勤務期間は特定できないが、同社で季節労働者として勤務していたと認められる。

しかし、当該事業所へ照会したところ、「昭和37年から40年とそれ以降の数年にわたり現存する資格取得、喪失の各届を調べたが、申立人の氏名は見付からなかった。」との回答を得ている。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人が名前を挙げた出稼ぎの同

僚のうち、当該事業所で勤務したと回答があった4人についても、申立期間 ①から④において当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、昭和36年6月1日資格取得、同年12月25日資格喪失した記録以外にいずれの申立期間においても申立人の氏名は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、いずれの申立期間においても、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。なお、社会保険庁及びD町(現在は、E町)が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の記録から、申立期間①及び②については、国民年金保険料は申請免除されており、昭和46年に追納されていることが確認できるとともに、申立期間③及び④は、当該年度内に国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

2 申立期間⑤及び⑥については、雇用保険の加入記録(昭和 41 年 5 月 1 日から同年 11 月 30 日まで、及び 42 年 5 月 1 日から同年 11 月 30 日まで)及び出稼ぎの同僚が「申立人とは昭和 41 年から 42 年まで、毎年 5 月から 12 月ころはC株式会社で働いた。」と供述をしていることから判断すると、勤務期間は特定できないが、同社で季節労働者として勤務していたと認められる。

しかし、当該事業所へ照会したところ、「保管している書類は昭和 44 年以降のため、申立期間当時の書類が無く申立てどおりの届出を行ったか不明。」との回答を得ている。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人が名前を挙げた出稼ぎの同僚のうち当該事業所で勤務したと回答があった3人及び申立人が当該事業所を辞める際に仕事を引き継いだ者についても、申立期間⑤、⑥において当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、昭和43年7月1日資格取得、同年9月1日資格喪失した記録以外に両申立期間において申立人の氏名は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、昭和41年8月から当該事業所に勤務している経理担当者に照会したところ、「当社は日雇労働者健康保険の適用事業所であり、申立人は社員ではなく季節雇用で、日雇労働者健康保険だった。」との供述があるところ、社会保険事務所が保管する「日雇労働者健康保険適用事業所番号等索引簿」

及び「日雇労働者健康保険被保険者手帳記号番号索引簿」により、当該事業 所が政府管掌健康保険のほか日雇労働者健康保険の適用事業所であったこと が確認できるとともに、申立人及び申立人が名前を挙げた出稼ぎの同僚のう ち二人について、昭和41年に日雇労働者健康保険の被保険者となったことが 確認でき、日雇労働者は厚生年金保険法の適用除外者に該当することから、 申立人は、申立期間当時、厚生年金保険に加入していなかったものと推認で きる。

その上、両申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、社会保険庁及びD町が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の記録から、当該申立期間については当該年度内に国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間⑤及び⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

#### 函館厚生年金 事案 103

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年2月20日から24年6月30日まで

② 昭和36年1月9日から37年12月26日まで

申立期間については、昭和38年4月5日に脱退手当金を支給決定しているとのことだが、厚生年金保険を脱退した記憶もなく、脱退手当金を受給した記憶もない。厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印がされているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年4月5日に支給決定されているほか、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金 を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。